

食安輸発第 0623007 号

平成 18 年 6 月 23 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

韓国産パプリカ（ジャンボピーマン）の取扱いについて

標記については、平成 18 年 3 月 31 日付け食安輸発第 0331001 号（最終改正、平成 18 年 6 月 16 日付け食安輸発第 0616002 号）に基づき、検査命令を実施しているところです。

今般、韓国政府においてクロルピリホスの違反事例の原因究明及びクロルピリホスを含めた残留農薬管理対策が図られ、韓国産パプリカに係る登録業者の見直しが行われた旨の連絡があったことから、明日以降届出される韓国産パプリカ（ジャンボピーマン）及びその加工品（簡易な加工に限る。）であって、別途指示する輸出業者が輸出する韓国産パプリカ（ジャンボピーマン）及びその加工品（簡易な加工に限る。）については、通常の見視体制に戻すこととしますので、御了知の上、関係業者への指導方よろしく申し上げます。

また、登録輸出業者の確認はインボイス等の書類にて行うこととし、モニタリング検査等の現場検査時においては、カートンに貼付される登録 ID 様式（別添 1）について確認を行うよう願います。

なお、平成 18 年 3 月 31 日付け食安輸発第 0331001 号の別表 1 を別添 2 のとおり改めます。

別添 1

パプリカ登録 ID 様式



- ① ステッカーの規格:ステッカーの規格は同一(横10.5センチ×縦3.5センチ)
- ② ステッカーの付着:従来と同様、包装箱の側面に付着
- ③ 業者 ID : 新しいシステムによる安全管理優秀企業に登録した時、
大韓民国政府が与える輸出業者 ID
- ④ 生産履歴 CODE : 大韓民国の国内的に輸出品に対する生産履歴を追跡するこ
とができるように管理する生産者 CODE である。
- CODE 構成内訳 : 登録年度 - 品目 - 栽培地域 - 生産農家